

# 日露戦争後の鷗外・森林太郎における「国家」と「文学」

——明治期における「文学」概念の形成過程をめぐる国民国家論3——

大本達也

私にとっていまでも恐ろしいのは「国民」なんです。  
鶴見俊輔〔加藤／鶴見：37〕

## 序論　日露戦争と鷗外

本論は、「総論」である拙論「明治期における『文学』概念の形成過程をめぐる国民国家論」(CANPANA No. 11: 2003) の「各論2」にあたる。

加藤周一の言うように、《西洋モデルの近代化を始めた》日本は、《日清戦争まではまだまだその先どうなるかわからない》状態であったが、日露戦争に《少なくとも負けなかった》ことで、《西洋モデルの近代化がある段階まで成果を上げたということ》を証明した〔加藤／鶴見：15〕。そして、《政府は負けなかったに過ぎないのをすり替えて「大勝利」と称し》，《そのすり替えが、日米戦争の敗戦へと至るその後を決めた》のであり，《この道は今でも続いている》と鶴見俊輔は指摘している〔鶴見〕。このように、日露戦争は日本という国家の型と方向を決定づけたのである。

《西洋モデルの近代化》の旗手のひとりである鷗外・森林太郎（1862–1922, 以下、鷗外）における、日露戦争後から明治の終焉に至る時期の「文学」観を明らかにすることが本論の目的である。この時期の鷗外は、国家迎合的な「文学」活動と国家批判的な「文学」活動という2つの極を往来するという一見矛盾した活動をしている。本論では、まず、Iで「うた日記」における2つの極への乖離を考察し、政府との軋轢を生じた諸作品を検証する。IIで鷗外の無政府主義觀からその言論統制批判の意図を検討し、《利他的個人主義》を通じて、この時期の鷗外の「文学」観を明らかにする。

引用は《 》，出典は〔 〕，大本による注釈は（ ）で括った。また、『鷗外全集』(岩波書店, 1971–1975) からの引用は〔巻数：ページ数〕とした。なお、引用は、一部旧漢字を常用漢字に改めた。

## I 2つの極の間で

鷗外は、日露戦争勃発に際し、第二軍医部長として従軍する。1906年1月、東京に凱旋した鷗外は、4月に《功三級に叙せられ、金鶴勲章を授けられ、また勲二等の叙せられ、旭日重光章を授けら》れる〔松本：95〕。翌1907年には、陸軍軍医監、医務局長となる〔同上〕。松本清張が言うように、この時期の鷗外は、《官吏の絶頂期にさしかかる》のである〔同上〕。

その一方で、鷗外は、1899年のいわゆる「小倉左遷」以来低調であった「文学」活動を活性化させていく。6月には常磐会設立に関わり、翌1907年には《西園寺公望（1849–1940）邸の「雨声会」に列》する〔同上〕。常磐会は明治政府の重鎮・山県有朋（1838–1922）を発起人として設立された歌会で、会の命名者である鷗外は幹事となる。この会は、山県の死去する1922年までの16年間に180回以上開かれ、鷗外はその常連であった。山崎国紀の指摘するように、鷗外にとって《この「常磐会」の結成は、時の最大の権力者を抱きこみながらの、文学再生への、一種の蟲動であった》のであり、山県を通じて官吏としての地位を高める狙いと同時に、文壇への影響力を回復する狙いという《一石二鳥の意義があった》〔山崎国1992：139〕のである。

1907年、鷗外は日露戦争従軍記念韻文集『うた日記』を出版する。その冒頭にある「第二軍」〔19：107–109〕は、《海の氷ごごる 北国も／春風いまぞ 吹きわたる／三百年来 跛扈せし／ろしやを討たん 時は来ぬ》と、高揚した調子でロシアに対する敵意を煽る第1連から始められる。第2連以降でいくさの必然性を説いたあと、第8連で《本国のため 君がため／子孫のための 戦ぞ／いざ押し立てよ 連隊旗／いざ吹きすさめ 喇叭の音》と、天皇の御国とその臣民のためのいくさであることを説き、軍を鼓舞する。そして、第9連で《見よ開闢のむかしより／勝たではやまぬ 日本兵／その精銳を すぐりたる／奥大将の 第二軍》と、第二軍の勇猛さを讃えて詩は締めくくられる。

この詩は、鷗外が《御用船八幡丸で宇品港を出るまえの広島で、いまなゼロシアを撃たねばならぬかを、16世紀まで遡って説き起こし、征戦への将校の意気を鼓舞する目的で作られたもの》である、と北川透は述べている〔北川：122〕。鷗外は戦意発揚という国家目的に応える詩を作ったわけであるが、この詩集においてそういう詩は例外ではない。

いよいよ宇品港を出るときには、《大君（おほきみ）の 任（まけ）のまにまに くすりばこ もたぬ薬師（くすし）と なりてわれ行く》〔19：112〕と、天皇に仕える軍医として出征する決意を詠う。万葉集543の「大君の行幸のまにまに……」などを下敷きとしたこの短歌には、《“防人”となって大君のために戦いに征るという忠臣的勇壮な鷗外の氣概》〔山崎国1989：6〕が表現されている、と山崎は指摘している。他にも、「けふのあらし」という詩は、《やまとごことは 桜ばなかも》で始められ、《いざ散れ散らん けふのあらしに／息は絶ゆ 陛下万歳》と結ばれる〔19：133〕。さらに、「基督（きりすと）の木」には、《わが本国の た

めならば／などか命の をしからん》〔19：283〕とあり、「金鼓」には《世にあるかぎり／金鼓よひびけ 陛下万歳》〔19：288〕とある。このように、『うた日記』は、まさに《忠臣的勇壮》な歌集なのである。北川の指摘によると、「第二軍」は《印刷されたものが、第二軍に配布され、歌われた》〔北川：122〕らしい。

この時期、こういった「国家」迎合的な「文学」活動の一方で、鷗外は「国家」批判的な作品群を発表してゆく。「うた日記」には、「瞿粟（けし）、人糞（ひとくそ）」〔19：153-154〕と題された詩がある。《わが住む 室せばく／顔ばな 照れるかくさん／すべなく うたて見られぬ》。主人公の娘は、家に隠れていたところを兵士に見つかる。《紐は黄 袴朱／仇見る てだてに慣れて／をみなご たやすく見出でつ》。黄色い紐と赤い袴の軍服を着た偵察の兵士に見つかったのである。《ますらを 涙なく／辭（いな）めど きかんとはせで／あす来と 契ちてゆきぬ》。兵士は娘を強姦し、また来ると言い残して去る。《耻見て 生きんより／散際いさぎよかれと／花瞿粟 さはに食べつ》。娘は辱めを受けたまま生きるより、毒のあるケシを食べて死ぬことを選ぶ。《たらちね かくと知り／吐かすと のませたまひし／人屎 驚なかりき》。娘の母は、毒を吐かせようと人糞を食べさせるが、効果はない。《おもなく 羞ぢ伏すを／舌人（をさびと） 聞きて告ぐれば／吐くべき 薬とらせつ》。その様子を通訳から聞いた筆者は娘に吐薬を与える。詩は《間近き たたかひの／場（にわ）行く 死の使の／打見て過ぎし花瞿粟》と結ばれる。

さて、強姦した《ますらを》はロシア兵か、日本兵か。佐藤春夫が《ますらを》をロシア兵だと解釈して以来、《それが定説化し、後続の論のほとんどがそれを強襲して》きたと大塚美保は指摘する〔大塚：253〕。けれども、《現地の中国人女性をレイプした「ますらを」は、日本軍の、下士以下の師団騎兵であると見てよい》〔大塚：261〕と大塚は結論づける。《紐は黄》の《紐》は、《肋骨服の肋骨にあたる飾り紐のことと考えられる》ため、《「ますらを」は、黄色の肋骨がついた軍衣と、赤色のズボンを身につけていた》と考えられる、と大塚は指摘している〔大塚：257〕。大塚は当時の軍服を調べ、それが当時の日本軍の《師団騎兵》のものだったことをつきとめる。《鷗外がこの詩に歌ったのは、敵軍ロシアの横暴ではなく、戦地における日本陸軍の醜聞だった》〔大塚：261〕のである。

鷗外は「鼠坂」（1911）で、戦場における強姦を再び描く〔10：260-261〕。女は《窓の方へ背中を向けて粟稈（あはがら）に埋めるやうにしてゐるが、その背中はぶるぶる慄えてゐ》た。小川が《女の肩に手を掛けて、引き起こして、窓の方へ向けて見ると、まだ二十にならない位な、すばらしい別品だつた》。《女は尋常に服従した。》小川は《自分の顔を見覚えられたのがこはくなつた》。そして《その女はそれ切り粟稈の中から起きずにしまつた》。従軍記者・小川による強姦としたことで、軍に対する批判色はかなり弱められてはいるが、今度は強姦殺人である。この作品の存在は、「ますらを」を日本兵とする大塚の説を補強するだろう。

日露戦争は国家の威信をかけた戦争だった。赴く兵士は、「神兵」であり、道徳的腐敗など

あってはならない。にもかかわらず、鷗外は「罌粟、人糞」で、戦場での日本兵による強姦を暴露したのである。

「うた日記」から2年後の1909年、「魔睡」で、鷗外は桂太郎（1848–1913）から注意を受ける〔中村：188〕。この作品は、医師に催眠術を用いて性的暴行を受けたというある女性の告発を小説化したものである。さらに、同年発表の「キタ・セクスアリス」——ラテン語で「私の性的生活」——も発禁処分となる。日記に《内務省警保局長陸軍省に来て、Vita sexualis の事を談じたりとて、石本次官六予を戒飭（かいちょく）す》（35：450）とあるように、鷗外は上官から飭戒、すなわち処罰的注意を受けたのである。山崎は《陸軍省の高官が発売禁止という社会的ルールに抵触したとき、官界はおそらく衝撃を受けたのではないか》〔山崎国1992：167〕と推測する。「キタ・セクスアリス」は、《現代の感覚からすれば問題は全くないが、当時としては冒険だった》のであり、《鷗外にとって危険な賭でもあった》〔山崎国1992：165–166〕のである。

鷗外は、1910年発表の対話劇「ファスチエス」で言論統制批判を行う。著作物の取締りをめぐって、官吏（判事）と記者および文士が論争するという筋である。取り締まりの基準について聞きたいという記者に対し、発禁となるものは、《現在の一般思想が我国の共同生存に害ありと認》められた《安寧秩序を紊（みだ）す》ものと、《現在の一般道徳観念が我国の共同生存に害ありと認》められた《風俗を壊乱する》ものだ、と官吏は答える〔7：305–306〕。文士が、《世の先覚者として作るものと、名利のために作るもの》を見分けるため、《一事件ごとに必ず鑑定人として、文芸に従事》する《ものを召還》するはどうかと提案すると〔7：309–310〕、《文芸上の価値》を標準とするのではなく、《我社会一般を標準として裁判》するのであるから、《そんな鑑定の必要がない》，と官吏は提案を一蹴する〔7：311〕。文士が標準となる《一般思想》をどのように決めるのかと問うと、《我輩の頭脳で冷静に考へれば、標準ができる》のであり、《その出来た標準で判断をする》のだ、と官吏は答える〔7：316–317〕。最後に、引き回しの人（デモン）が出てきてこう言う。

やい。役人。国家は貴様にオオソリチイを与へてゐる。威力を与へてゐる。それはなんの為めに与へてゐるのだと思ふんだ。己は執法者だから、己の頭脳で己が判決する。歴史にも構はない。世界の文化にも構はない。（中略）威力は正義の行はれるために与へてあるのだぞ。ちと学問や芸術を尊敬しろ。〔7：319〕

和田利夫は、「ファスチエス」に登場する官吏=判事のセリフは、雑誌『太陽』に載った東京控訴院（現在の東京高裁）判事・今村恭太郎の発言を、ほとんどそのまま借用したものだと言う〔和田：183–184〕。「ファスチエス」は、実在の官吏=判事をパロディ化した、過激な風刺劇だったのである。

2ヵ月後、鷗外は小説「沈黙の塔」で言論弾圧を再び批判する。この短編小説は実在しない

パアシイ族の国が舞台である。そこには高い塔があって、その中には《危険な書物を読む奴》〔7：385〕の遺骸が運び込まれる。《パアシイ族の目で見られると、今日の世界中の文芸は、少し価値を認められている限は、平凡極まるものでない限は、一つとして危険でないものはない》〔7：391〕のである。

芸術も、学問も、パアシイ族の因習の目からは、危険に見える筈である。なぜといふに、どこの国、いつの世でも、新しい道を歩いて行く人の背後には、必ず反動者の群がゐて隙を窺つている。そして或る機会に起つて迫害を加える。只口実が国により時代によつて変る。〔7：393〕

作品の最後は、《マラバア・ヒルの沈黙の塔の上で、鴉のうたげが酣（たけなわ）である》〔7：393〕という象徴的な記述で締めくくられている。

「灰燼」（1911-1912）では、新聞操作批判が展開される。《通信員に自分の意図に懨（かな）ふやうな通信をさせようと思つて、奇正剛柔あらゆる手段を尽して見たが、どうしても安心して書かせて置かれるやうにはならない》場合、政治家は《自分に謳歌してくれる時の愉快を犠牲にして、廃止を断行する》と鷗外は書く〔9：234〕。山崎（国）は、鷗外が《「新聞を読む人」（一般大衆）たちが、いかに受身で、自己の判断を持たないかを指摘する》と同時に、《大衆を意のままに操作することの出来る「政治家」（為政者）への批判》を行なったと分析する〔山崎国1989：45〕。そこには、《自己に都合の悪い言論は封じ、自己に都合のよいように言論を操作する政治家の横暴への憤りがあろう》〔山崎国1989：45〕と山崎は指摘している。

## II 大逆事件と《利他的個人主義》

「沈黙の塔」は、《「大逆事件」に対する国家権力のやり方を批判する意味》〔山崎国1989：41〕で書かれた作品であると言われている。《大逆事件以後、社会主义関係の書物に対する弾圧は強化され、10年以前の出版物にまで及び、9月以降この年の発禁本は70点にも及》んだ〔山崎一：241〕。「沈黙の塔」は大逆事件後の明治政府の言論政策に対する批判であり、《人の内面の自由を強制力をもって変革せしめようとする権力への批判》（山崎国1989：41）であった。鷗外は、《人間の基本権を侵害するその「国」、その「時代」の権力の過誤を指摘》〔山崎国1989：43〕したのである。

権力批判的な作品群の発表で、官吏としての鷗外の立場は相当に危うくなつただろう。当時、上司・石黒との書簡のやり取りが頻繁になつていて、書簡中に《鷗外の「立言・著書」に対する警告や詰問、及至は苦言・叱責など》があつた可能性がある、と重松泰雄は指摘している〔重松：288〕。鷗外は、《陸軍医総監という或る意味では権力の一端に居ながら、この「大逆事件」を弾圧した事実上の権力者山県有朋に緊密に結びつ》きつつ、《権力の過誤

を間接的に批判した》のである〔山崎国1989：43〕。

それでは、鷗外と大逆事件とのかかわりを見よう。まず、重松の年表を参考に、事件と鷗外作品の並行関係を見る〔重松：302-304〕。1910年5月大逆事件発覚、「青年」5、6章発表。6月、秋水・幸徳伝次郎（1871-1911）ら逮捕、「青年」（後述）7、8章発表。8月、「ファスチエス」脱稿。10月、「沈黙の塔」脱稿（重松の推定）、談話筆記「森鷗外博士と語る」（後述）。11月、「食堂」（後述）脱稿（重松の推定），14日、玉水宛書簡（後述）。12月、公判開始。1911年1月、秋水ら死刑、「青年」16章発表。このように、言論統制批判の作品群が、大逆事件の進展と並行して書かれていることがわかる。

また、鷗外は間接的に事件にかかわってもいる。逮捕者2名の弁護を依頼され弁護士の平出修（ひらいで・しゅう、1878-1914）は、社会主義、無政府主義についての教示を鷗外から受ける〔山崎一：197-199〕。平出は歌人で、鷗外作品の発表誌『スバル』のスポンサーでもあった。弟・森潤三郎によると、鷗外は平出に《露、伊、独、仏、葡等に於ける両主義者の最近の運動に至るまで、数晩に亘って語つた》〔山崎一：198〕と言う。また、鷗外が裁判を傍聴していたという説もある〔重松：303〕。1910年10月には、社会主義者や無政府主義者の取り締り政策について話し合ったとされる山県有朋らとの椿山荘集会に参加している〔重松：285〕。鷗外と大逆事件のかかわりは決して浅くない。この時期、《鷗外の頭脳を領略していた》のは《無政府主義問題》だったのである〔長谷川：750〕。

「食堂」で、鷗外は、シュテルナー（スチルネス M. Stirner, 1806-1856）から始まって、ブルードン（プルドン P.J. Proudhon, 1806-1865）、バクーニン（バクニン M. Bakunin, 1814-1876）、クロポトキン（P.A. Kropotkin, 1842-1921）に至る無政府主義者の系譜解説を試みている〔7：413-422〕。同年の「鷗外森博士と語る」では、《為政者がバクニンやクロポトキンや、タツカア（タッカー B. Tucker, 1859-1939）のような人の書いたものを撲滅するのは好いが、若しスチルネス迄遡ると少し遣り過ぎるといふことになる》。ので、《スチルネスとバクニンとの間にはつきりと一線を劃するやうに、境界を立てることにしなくてはなるまい》〔26：411〕と言っている。鷗外は、無政府主義の著作の中には、取り締まるべきものとそうでないものがあると認識していた。《スチルネスなんぞの思想は新時代を劃したものなので、殆どあらゆる思想家が其影響を受けている》が、《それが一方に向つて発展したものはどうかと云ふと、最も危険で、最も忌むべき無政府主義にもなるのである》〔26：411-412〕と述べていることかわかるように、無政府主義が《一方に向つて発展したもの》は《最も危険で、最も忌むべき無政府主義》になると鷗外は考えていたのである。

《社会主义でも無政府主義でも、学者として研究するのは必要》なので擁護すべきであるが、《プロパガンダ臭い印刷物》——「沈黙の塔」における《Propagande par fait》〔7：387〕と同義か——や《無政府主義や社会主义を宣伝するために書いた》ような《文芸上の作品》は《退治して遣るべきであろう》と鷗外は言う〔26：412〕。「食堂」の中にも《只僕は言論の自由を

大事な事だと思つてゐますから、発売禁止の余り手広く行はれるのを歎かはしく思ふ丈です。勿論政略上已むことを得ない場合のあることは、僕だつて認めてゐます》〔7：418〕という記述がある。《退治して遣るべき》著作が存在する以上、言論の取り締りは《政略上已むことを得ない場合》があるのである。小倉時代の友人である僧侶・玉水俊鷗宛ての書簡（1910年11月14日）には《無政府党事件人心ノイカニ陥惡ニ赴クカト云フ事相知レ慄然トイタシ候宗教家ハ一層努力シテ人心ヲ善キ方に導カザルベカラズト存候殊ニ彼匪賊ハ概皆読書家ナル由ナレバ読書家ノ為メノ宗教タル禪ノ如キハ其衝ニ当テルベキモノカト存候》〔36：329〕と書いてい。《「彼匪賊」とは、内務省をはじめ取締る為政者側の発想であることは間違いない》〔中村：198〕という中村文雄の指摘は的確だろう。

1911年の「文芸の主義」で、鷗外は、《個人主義と云ふ広い名の下に、色々な思想を籠めて置いて、それを排斥しようとするのは乱暴である。無政府主義と、それと一緒に芽ざした社会主義との排斥をするために、個人主義と云ふ漠然たる名を付けて、芸術に迫害を加へるのは、国家のために惜しむべき事である》〔26：425〕と述べている。鷗外に無政府主義を擁護する意図はない。無政府主義著作の《排斥》にまぎれて、《芸術》たる「文学」が《迫害》されるのは、国家的損失であると鷗外は考えたのだ。鷗外の言論弾圧批判は《無政府主義と、それと一緒に芽ざした社会主義》の取り締りを懸念したものではなく、《国家のために惜しむべき》《学問や芸術》への《迫害》を懸念したものだったのである。

先に見たように「青年」の連載は大逆事件の進展と並行している。そのため、主人公・小泉純一と鷗外の《代弁者》〔重松：291〕たる医学生・大村の対話には事件を意識して書かれた部分がある。

純一は大村に、《個人主義は西洋の思想で、個人主義では自己を犠牲にすることは出来ない》〔6：423〕という意見があると言う。大村は、そんな意見は《個人主義を利己主義や自己中心主義と一緒にしてゐるばかりではなくつて、無政府主義とも一緒にしてゐる》〔5：424〕と答える。そして、《個人主義》には、《利己主義と利他主義との岐路がある》〔6：422〕と指摘する。《利己的個人主義》は、《ニイチエ（F.W. Nietzsche, 1844–1900）の悪い面が代表してゐる》のであり、《権威を求める意志》，つまり《人を倒して自分が大きくなるといふ思想だ》と言う〔6：422–423〕。《人と人がお互にそいつを遣り合へば、無政府主義になる》のであり、《そんなのを個人主義だとすれば、個人主義の悪いのいは論を須たない》〔6：423〕と大村は述べる。このように、大村は、《利己的個人主義》は、《利己主義や自己中心主義》に過ぎず、《無政府主義》につながるものと考えている。

大村は、忌むべき《利己的個人主義》の対極に、《利他的個人主義》があると言う。《利他的個人主義》は、《我といふ城郭を堅く守つて、一步も仮借しないでゐて、人生のあらゆる事物を領略する》一方で、《君には忠義を尽くす》ものであると定義する〔6：423〕。そして、こう述べる。

併し国民としての我是、昔何もかもごちやごちやにしてゐた時代の所謂臣妾ではない。親には孝行を尽す。併し人の子としての我是、昔子を売ることも殺すことも出来た時代の奴隸ではない。〔同上〕

けれども、《利他的個人主義》においては、《我といふものを棄てること》も《犠牲にすること》も出来る、と大村は述べる〔同上〕。それは、《恋愛生活の最大の肯定が情死になるやうに、忠義生活の最大の肯定が戦死になる》〔同上〕からだ、と言うのである。

ここで言う《利他的》とは、「国民」が「国家」に対する奉仕に収束されていく概念である。大村の思想は、《国家イデオロギーとの親和的関係を保ち得る個人主義思想》〔野村：118〕だ、と野村幸一郎は指摘している。《忠義も孝行も、我の領略し得た人生の価値に過ぎない》〔6：423〕という理念は、《忠義》や《孝行》という儒教的倫理を、《利他的》という概念に押し込んで、強引に《個人主義》に接合したものであると言えよう。

鷗外が文学博士になったことも、《文部省に文芸委員会をつくることを提議し、みずからも委員となった》ことも、《鷗外は自分一人のこととしてでなく、そしてまた美の自律だけでなく、一国の文化のために、善と真と美との統一のために、文学者の国家における位置を高めるためであった、と池内健二は指摘する〔池内：273〕。《歌会も文学博士も演劇改良も文芸委員会も美術審査会も帝国美術院長就任も》，《儒教的啓蒙主義》に裏打ちされた行動だった、と言うのである〔池内：274〕。池内の言うように、鷗外の国家迎合的な「文学」活動は、《儒教的啓蒙主義》＝《利他的個人主義》に支えられたものだろう。一方で、国家批判的な「文学」活動もまた、《一国の文化のため》に《学問や芸術》を擁護するという《利他的個人主義》によってなされたものなのである。

このように、日露戦争後から明治の終わりに至る時期における鷗外の「文学」活動は、《利他的個人主義》の枠内で国家賛美と国家批判の2つの極の間を往来するが、それは《一国の文化のため》の、《利他的個人主義》に則った活動であった。山県、西園寺といった政治の中核に接近すると同時に、言論統制批判をするという、一見矛盾した「文学」活動は《利他的個人主義》に貫かれていたのである。

## 結論 鷗外と「国民」

鷗外は、《陸軍入りの青年時代から、大正11年（1922）のその死にいたるまで、終始体制の中に位置した》〔長谷川：301〕。《陸軍にあっては軍医総監・医務局長であり、軍医としての最高の職位を長くつとめた》後、《帝室博物館総長・図書館頭・帝国美術院長》を歴任する〔長谷川：301〕。松本は《鷗外は軍医としての官途の現在が順境でないと、文学的意欲も高揚しない人である》り、《波が正比例している》と指摘している〔松本：104〕。それは、鷗外にとって

は、官吏としてのすべての活動が、「文学」活動同様、《利他的個人主義》に則ったものであつたからだろう。

《日清・日露の戦争を通して「国民」が一応成立すると今度は、国民－非国民という政治的境界線が重要な意味をもつようになる》，と西川長夫は指摘する〔西川2002：139–140〕。そして秋水らが《非国民》として《抹殺》された大逆事件は、《国民－非国民という政治的境界線の存在と、その深刻な意味を強く印象づけた》と言うのである〔西川2002：139–140〕。《国民化された身体》は《祖国のために死ぬことを望み》《他の国民を殺すことを名誉と感じる》〔西川1998：43〕、と西川は言い、《利他的個人主義》者は、《忠義生活の最大の肯定》としての《戦死》をいとわない、と鷗外は言う。すなわち、官吏活動と「文学」活動を通じて「国民国家 Nation State」形成に尽力した鷗外は、西川に先んじて「国民 Nation」を《利他的個人主義》者として正確に定義していたのである。現代日本においても「国民」の定義に変わりはないだろう。

### 引用文献

- 池内健次（2001）『森鷗外と近代日本』ミネルヴァ書房  
 大塚美保（2002）『鷗外を読み拓く』朝文社  
 加藤周一・鶴見俊介（2001）『20世紀から』潮出版  
 北川透（2000）「多面鏡としての〈戦争詩〉——森鷗外『うた日記』を読む——」佐藤泰正編『梅光女学院大学公開講座論集・第46集 鷗外を読む』笠間書院  
 重松泰雄（1997）「妄想の生まれる時、生まれるところ——鷗外『妄想』一解」平川祐弘他編『講座 森鷗外 第2巻 鷗外の作品』新曜社  
 鶴見俊輔（2005）「戦後60年を生きる・鶴見俊輔の心（上）国家不信」『朝日新聞』11/24夕刊  
 中村文雄（1992）『森鷗外と明治国家』三一書房  
 西川長夫（1998）『国民国家論の射程』柏書房  
 ———（2002）『戦争の世紀を超えて——グローバル化時代の国家・歴史・民族』平凡社  
 野村幸一郎（1995）『森鷗外の日本近代』白地社  
 長谷川泉（1991）『森鷗外論考・長谷川泉著作選1』明治書院  
 松本清張（1994）『両像・森鷗外』文芸春秋社  
 山崎一穎（1991）『二生を行く人 森鷗外』新典社  
 山崎国紀（1989）『森鷗外—基層的論究』八木書店  
 ———（1992）『鷗外 森林太郎』人文書院  
 和田利夫（1989）『明治文芸院始末記』筑摩書房